



令和 3 年 2 月 1 9 日
不動産・建設経済局 建設市場整備課

令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について

- 令和 2 年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、令和 3 年 3 月から適用することとしたので、お知らせします。

【改訂後の単価のポイント】

- 1 今回の決定により、全国全職種単純平均で対前年度比 1. 2 %引き上げられることになります。(資料 1)
- 2 また、必要な法定福利費相当額を加算するなどの措置を行った平成 2 5 年度の改訂から 9 年連続の引き上げにより、全国全職種加重平均値が 2 0, 4 0 9 円となりました。(資料 2)
- 3 労務単価には、事業主が負担すべき人件費（必要経費分）は含まれていません。よって、下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から値引くことは不当行為です。(資料 3)

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

課長補佐 松本（内線：24863）

指導調整係長 藤井（内線：24865）

電話番号 03-5253-8111【代表】

03-5253-8283【夜間直通】

FAX 番号 03-5253-1555

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた**特別措置**※を実施
- (3) **必要な法定福利費相当額及び義務化分の有給休暇取得に要する費用**の反映を継続

※前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

全職種

全 国 (20,409円) 令和2年3月比；+1.2% (平成24年度比；+53.5%)
 被災三県 (22,164円) 令和2年3月比；+0.6% (平成24年度比；+69.8%)

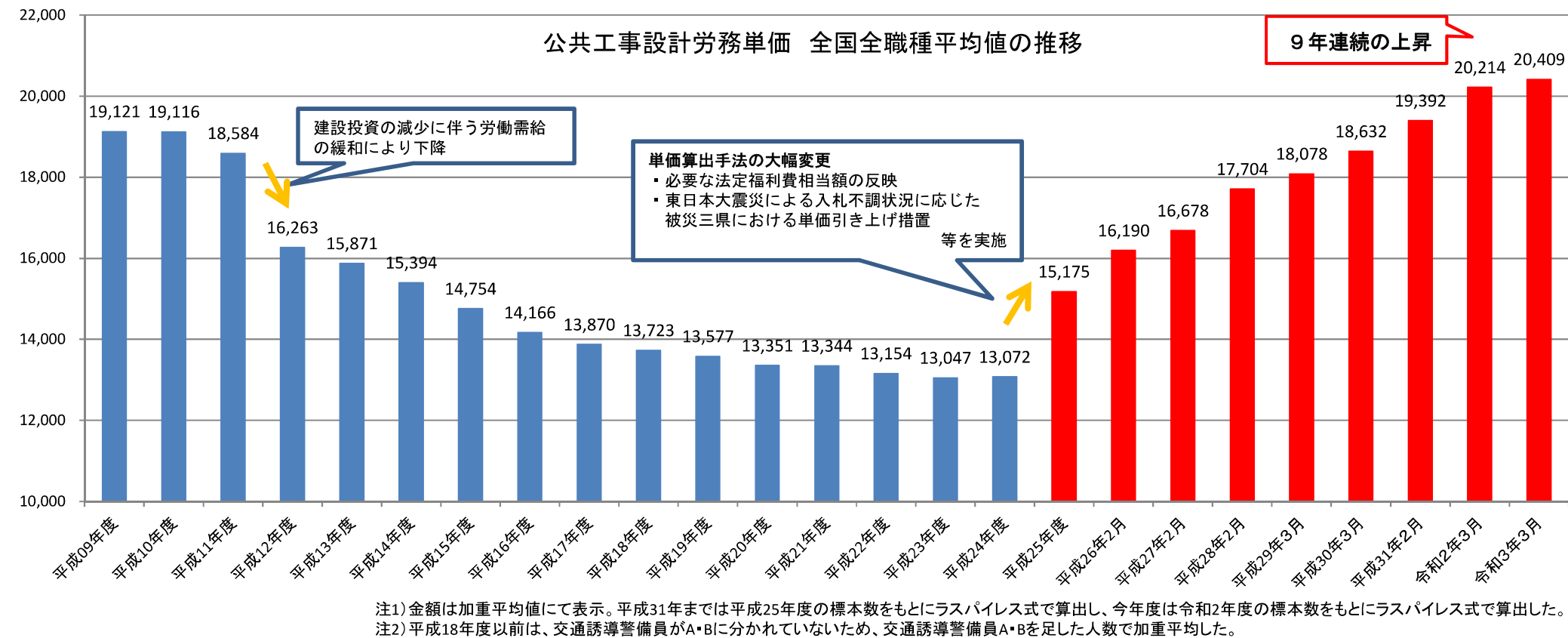
主要12職種

職種	全国平均値	令和2年度比	職種	全国平均値	令和2年度比
特殊作業員	22,193円	+0.3%	運転手（一般）	19,916円	+1.7%
普通作業員	18,939円	+0.3%	型枠工	25,511円	+1.7%
軽作業員	14,623円	+0.7%	大工	24,748円	+0.7%
とび工	25,082円	+0.9%	左官	24,360円	+0.3%
鉄筋工	24,839円	+0.2%	交通誘導警備員A	14,364円	+2.1%
運転手（特殊）	22,835円	+0.9%	交通誘導警備員B	12,562円	+2.1%

注1) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

注2) 被災三県における単価の引き上げ措置（継続）

○全国全職種平均値は新型コロナウイルスの影響を踏まえた特別措置を実施し9年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	H24比
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	+53.5%
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	→ +2.9%	→ +0.6%	+69.8%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

資料 3

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として労務単価を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)は含まれていない。
- 事業主が下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から必要経費を値引くことは不当行為

※下記は加重平均値を用いたイメージ図

新単価の加重平均 20,409円(100%)

労働者本人が受け
取るべき賃金
(≡ 労務単価)

法定
福利費
(個人負担分)
15~16%

基本給相当額
(日額相当)

基準内手当
(日額相当)

臨時の給
与の日額
換算
(賞与等)

実物
給与
(食事等)

含まれな
い手当等
(超過勤
務手当
等)

この他に事業主が
支払う人件費
(必要経費)

法定
福利費
(事業主負担分)
約15~16%

労務
管理
費等

現場作業に
かかる経費
(安全管理費等)

4,694円(23%)

3,674円(18%)

8,368円(41%)

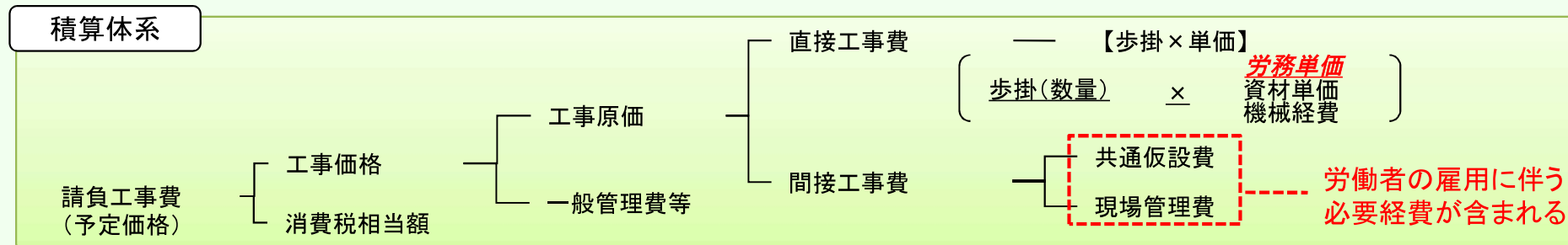
労務単価が20,409円(100%)の場合
には、事業主が労働者一人の雇用に
必要な経費は、28,777円(141%)に
なることに留意が必要

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

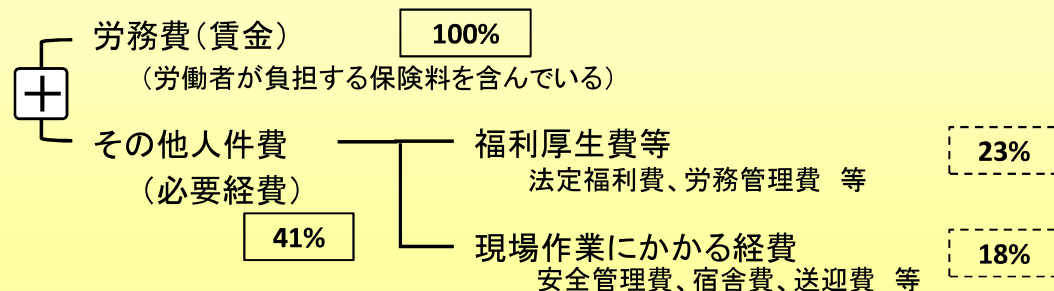
※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う**必要経費を含む金額**とを**並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

(上段) : 公共工事設計労務単価
 (下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費